

市が行なっている**高齢者福祉事業**を紹介します

高齢者が介護が必要とならないように、また、介護が必要になっても可能な限り地域において自立した日常生活が営めるように支援するサービスです。

事業名	事業内容	対象者	自己負担・料金など
閉じこもり 予防事業	デイサービス。 転倒予防、もの忘れ予防、口腔 ケアなどを行います。	閉じこもり、もの忘れ、うつ予防の啓発が必要と認められる要介護認定を受けていない高齢者	1回950円 場所：みどり館 送迎あり
生活管理指導員 派遣事業	ヘルパーが自宅を訪問して、 調理や掃除など日常生活を支 援	疾患などで掃除や調理、買い物などの支援・指導が必要な、要介護認定を受けていない高齢者	1時間未満 200円 1時間半未満 290円 原則週1回1時間
在宅高齢者 安心確保事業	家庭内の事故などの通報に 対し、24時間体制でオペレー ターが対応	疾患などで生命の危険が生じる恐れがある人で、原則一人暮らしの高齢者	設置費用 6,825円 移設費用 9,975円 (非課税世帯免除あり)
食の自立支援事業	弁当の宅配サービスと安否の 確認	疾患などで自分で食事の準備(調理、買物等)をすることが困難な、原則一人暮らしの高齢者	普通食 450円 特別食 500円 1日1食、週6日が限度
認知症高齢者 やすらぎ支援事業	家族の不在時に認知症高齢者 の見守り	認知症高齢者を介護している家族で外出が必要な人、介護疲れで休息が必要な人	1時間 150円 週2回、8時間までが限度
外出支援事業	自宅と医療機関との移送サー ビス	家庭での送迎、または一般の交通機関を利用することが困難で、移動に車椅子やストレッチャーが必要な高齢者	市内片道 250円 市外片道 500円 (市外はおおむね10km以内)
在宅高齢者家族 介護用品給付事業	重度の要介護高齢者を在宅で 介護している家族に対して介 護用品(紙オムツ・尿取りパツ トなど)を給付	①要介護度4または5の高齢者を在宅で介護している家族 ②要介護度3で常時オムツ使用が必要な高齢者を在宅で介護している家族	給付上限 月額4,500円

申請書を提出されても必ず利用できるとは限りません。訪問調査などを行ない、利用の可否を決定します。申請前にまずご相談ください。

相談・問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109

老人憩の家・みどり館が利用しやすくなりました

老人憩の家利用料金とみどり館入館料の市内料金を 100 円に統一した値下げや、年末年始以外の連続する休館をなくすなどの改正を行ない、両施設を利用しやすくなりました。これにより、高齢者の皆さんの心身の健康増進など高齢者福祉の充実を図ります。なお、新料金は 4 月 1 日から実施しています。

●(新)老人憩の家利用料・みどり館入館料

区 分	1人	団体(1人につき)	備考
市 内	100円	100円	団体は10人以上
市 外	400円	300円	団体は15人以上

※老人憩の家は、60 歳以上の方がご利用できます。みどり館はどなたでもご利用できます。

※みどり館の多目的室・研修室・小研修室・栄養管理調理室の「部屋の使用料」はこれまでと変わりません。なお、老人憩の家と同様にカラオケは無料となりました。ルールを守ってご使用ください。

●(新)休館日

老人憩の家	毎週月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
みどり館	毎週火曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

問い合わせ先 老人憩の家 ☎242-2030 みどり館 ☎248-0400
高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109

税の納付は**便利**な口座振替で

市の財政は、市民の皆さんの市税などでまかなっています。市民が安全で快適な生活をしていくためには、欠かすことのできないものです。市税などは、必ず納期限内に納めましょう。

税の納付には、便利な口座振替もあります。受付日の翌月末日(月末が土・日・祝日の場合は月初めの営業日)から、指定の口座から自動的に引き落とされます。

手続きは税務課(合志庁舎)、総合窓口(西合志庁舎)、須屋支所、泉ヶ丘支所、市内の指定金融機関、市内の収納代理金融機関でできます。

●指定金融機関 菊池地域農業協同組合

●収納代理金融機関 肥後銀行、熊本ファミリー銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、ゆうちょ銀行、熊本県信用組合

平成 23 年度 市税の納期限一覧表

	軽自動車税	市県民税・固定資産税・国民健康保険税	口座振替日	口座振替依頼書提出期限
全 期	5月31日(火)		左記と同じ	4月28日(木)
第1期		6月30日(木)	左記と同じ	5月31日(火)
第2期		8月 1日(月)	左記と同じ	6月30日(木)
第3期		8月31日(水)	左記と同じ	7月29日(金)
第4期		9月30日(金)	左記と同じ	8月31日(水)
第5期		10月31日(月)	左記と同じ	9月30日(金)
第6期		11月30日(水)	左記と同じ	10月31日(月)
第7期		12月28日(水)	12月26日(月)※	11月30日(水)
第8期		1月31日(火)	左記と同じ	12月28日(水)

※第7期の口座振替日は12月26日(月)になります。

税金の収納率向上を目指し 徴収(滞納処分)を**強化**しています

市の財政健全化、納税者の公平性を図るため、より一層の徴収強化(滞納処分)に取り組んでいます。

滞納処分とは、国税徴収法に基づき、滞納者の不動産(土地・建物)、動産、給与、生命保険、自動車などを差し押さえて強制徴収するものです。

また、平成20年からは強制的に家宅搜索を行ない、財産の差し押さえを実施しています。差し押さえた物件は、インターネットや近隣市町との合同公売会などを利用して換価を行ない、滞納税に充てます。

●本市の滞納処分(差押)の実績 (平成22年4月～平成23年2月末現在)

差押項目	件数	金額
不動産・動産・給与など	273件	11,095,815円

滞納があるからといって、すぐに滞納処分という訳ではありません。

しかし、滞納に対して納税相談も無い、相談をされても約束を守らない滞納者を対象に、滞納処分を執行します。何らかの理由で支払いが困難、もしくは遅れるなど、納付に関してのご相談は随時受け付けています。



タイヤロック



差押動産



合同公売会場

このページの問い合わせ先 税務課 収納班(合志庁舎) ☎248-1114